

1. 令和8年度 びわ湖フローティングスクール業務計画

1 運営方針

- (1) びわ湖フローティングスクールの設置目的および教育方針にもとづき事業評価を実施し、事業の一層の活性化を図る。
- (2) 危機管理意識の高揚と危機管理体制の充実を図り、運航、活動、給食の安全な実施に努める。
- (3) 環境に主体的にかかわる力、自ら課題をもち対話、協働して解決に取り組む力を培い、新しい時代を切り拓く人の育成をめざす学習の展開に努める。
- (4) 互いにふれあい、思いやり、協力しあう集団生活や規律ある生活の展開に努める。
- (5) 学習指導要領に基づき、社会の変化に対応した指導計画の作成および新たな学習プログラムの浸透を目指すため、次のことについて充実を図る。
 - ア 児童一人ひとりが課題を持ち、生き生きと活動できる探究的な学習プログラム
 - イ 乗船までの学習・乗船中の学習・乗船後の学習がつながる教科横断的な学習活動
 - ウ 乗船後に行う児童の意識調査や実施状況報告による評価
 - エ 食育の推進
 - オ 琵琶湖周辺や滋賀県内の関係施設と連携した学習プログラム
 - カ 「湖の子」サポーター制度の活性化
 - キ ICT機器の活用による学習の深まりや乗船校間の交流促進

2 運航計画

(1) 運航回数

ア 1泊2日	102航海
イ 1日	4航海

(2) 運航内容

ア 児童学習航海 1泊2日	102航海
イ 特別航海		
○「湖の子」体験航海（未乗船児童等対象） 1日	2航海
○学習船「うみのこ」親子体験航海（県内外小学4、5年児童親子対象） 1日	2航海
ウ 「うみのこ」見学会	停泊中に実施

(3) 年間乗船計画（別紙）

(4) 航路・港間所要時間

											今津													
											竹生島	0:45												
											長浜	1:00	1:30											
											彦根	1:00	1:20	1:40										
											多景島	0:25	0:50	0:55	1:15									
											白石	0:20	0:50	1:00	0:55	0:55								
											沖水N	0:45	1:00	1:25	2:00	1:40	1:50							
											沖水S	0:15	1:00	1:15	1:40	2:15	2:00	2:10						
											長命寺	0:30	0:45	1:15	1:35	1:50	2:10	2:10	2:00					
											琵琶大橋	1:00	1:00	1:15	1:45	2:00	2:30	2:45	2:35	2:25				
											烏丸	0:45	1:30	1:30	1:50	2:15	2:30	3:00	3:20	3:10	3:00			
											帰帆島	0:50	1:05	2:00	1:50	2:05	2:45	2:55	3:20	3:40	3:30	3:20		
											柳が崎	0:30	0:30	1:05	2:00	1:50	2:05	2:45	2:55	3:20	3:40	3:30	3:20	
											大津	0:20	0:30	0:50	1:10	2:10	2:10	2:25	2:55	3:10	3:40	3:55	3:45	3:35

琵琶大橋：琵琶湖大橋、沖水：沖島水道
 なお、上記の表は気象、水象、水位、季節等により多少の時間差はある。

3 乗船計画

(1) 児童学習航海

- ア 1泊2日の航海とし、1航海あたりの乗船児童数は概ね150名（120名から160名程度まで）とする。ただし、特別支援学校の児童が乗船する航海の乗船児童数は、概ね120名までとする。
- イ 児童相互の交流を図るため、複数校による乗船とする。大中規模校で乗船を2回に分ける場合は学級単位とする。
- ウ 活動計画の策定にあたっては、同時乗船校の地域や児童の実態に応じ、主題やねらいを明確にし、乗船まで・乗船中・乗船後の学習がつながりのある学習となるように設定する。その際、フローティングスクールのテーマが十分に生かされたゆとりある充実した活動計画となるよう配慮する。
- エ 特色ある学習航海を実施するため、事前打合せ会の充実を図る。その際、フローティングスクール指導解説やホームページ・前年度の乗船後の実施状況報告・児童の意識調査結果等を活用する。
- オ 航路は、次の点に留意し、指導計画作成会議において十分に検討して決定する。
- ①出・帰港地は、大津港、琵琶湖大橋港、長命寺港、彦根港、長浜港、今津港とする。
 - ②寄港地は上記①の港の他に竹生島港、柳が崎港、烏丸港とする。
また、停泊地は上記①の港の他に、柳が崎港とする。
 - ③雑排水処理、給水、給油は、原則として次のとおりとする。
長浜港、彦根港、今津港出港の場合は、第1日目に原則大津港で行う。
大津港、琵琶湖大橋港出港の場合は、第2日目下船後に大津港で行う。
長命寺港出港の場合は、第1日目に長浜港または大津港で行う。
 - ④琵琶湖大橋港は4月から5月中旬まで原則使用しない。
 - ⑤帰帆島港は使用せず、大津港からの出港とする。
 - ⑥長命寺港は4月から6月および11月以降は使用せず、琵琶湖大橋港出港とする。
 - ⑦柳が崎港への出・入港については制限がある。
 - ⑧竹生島港への出・入港については制限がある。
 - ⑨烏丸港への出・入港については制限がある。
- カ 出港、入港、帰港の時刻は、原則として次のとおりとする。
- ①第1日目の出港は10時以降とする。
 - ②停泊地入港は17時までとする。
 - ③第2日目の停泊地からの出港は8時以降とする。
 - ④帰港地入港は15時30分までとする。ただし、琵琶湖大橋港は15時以前とする。
いずれの港も下船を14時30分まで繰り上げることができる。また、日没等を考慮して帰港時刻を設定することもある。
- キ 学校・乗降港間が長距離の場合は、バス輸送要領に基づきバスを配車する。
- ク 児童の身体の状態により、必要に応じて医師が乗船することとする。
- ケ 特別支援学校等の児童の乗船については、次のように配慮する。
- ①児童の障害の程度に応じて、当該学校等と協議の上、乗船日程を1日などに短縮することができる。
 - ②特別の事情がある場合は、乗下船時刻を変更することができる。
 - ③児童の障害の状況、主治医の所見、投薬の種類等を事前に把握する。

(2) 特別航海

- ア 原則として1日の航海とし、1航海の乗船人数は182名以下を基準とする。但し、定員（大人165名）を超えない。
- イ 詳細については、児童学習航海に準ずる。
- ウ 「湖の子」体験航海は、児童学習航海に欠席または途中乗下船した第5・6学年児童並びに、県内在住で県外小学校等に通学する第5・6学年児童に乗船の機会を保障し、健やかな心身の育成に資する。
- エ 学習船「うみのこ」親子体験航海は、小学4・5年生の県内外親子が乗船し、親子のふれあいや乗船者同士の交流を図り、本事業を広報する機会とする。

(3) 他の機関が主催する航海

- ア 活動内容等はびわ湖フローティングスクール職員の助言のもとに当該機関が企画する。
- イ 原則として1泊2日もしくは1日の航海とし、1泊2日の航海の乗船人数は、最大で大人110名とする。1日航海の場合の乗船人数は、182名以下を基準とし、定員（大人165名）を超えないものとする。
- ウ その他詳細については、児童学習航海に準ずる。

(4) その他

- ア 運航について
 - ①航海の実施の最終決定は、原則として航海予定日直前の平日の午前11時とする。
 - ②台風、その他の事情により予定日に実施できなかった航海については、次により行う。
 - ・順延でなく漸次予備日をあてて実施する。
 - ・1泊2日もしくは1日航海として実施する。
 - ・出帰港地や出・入港時刻を変更する場合もある。
 - ③気象、水象、その他の事情により、航路を変更して南湖(北湖)のみの航海としたり、1日のみの航海としたりする場合がある。
 - ④原則として運航の安全確保以外の理由による航路変更は行わない。
 - ⑤乗船中に航海中止の場合、航海が終了したものとする。
- イ 食事について
 - ①児童学習航海（1泊2日）における食事は、4食分を実費（2500円）で提供する。
 - ②1日航海は、昼食1食を実費（500円）で提供する。
 - ③毎食事前に、乗船校で検食を行う。
 - ④事情により航海が途中で中止された場合であっても、食材費を徴収する。
- ウ 「うみのこ」の燃料について
環境に配慮したバイオディーゼル燃料（BDF）を燃料の一部に使用する。

4 学習指導計画

(1) 調査・研究活動について

- ア 乗船校と連携・協力して、学習指導要領の内容に対応し、ICT機器の活用を工夫し、探究的に生き生きと活動することを通して、より深い学びを創造する「湖の子」体験学習の充実に努める。
- イ 学校での乗船まで・乗船後の学習との系統性をもたせ、2代目学習船の機能を十分活用した学習プログラムの実践検証に努める。
- ウ 児童の意識調査や実施状況報告書の評価を活用し、PDCAのサイクルをいかした学習活動の推進に努める。
- エ 郷土の食文化を学ぶ食育学習の充実に努める。

- オ 琵琶湖周辺や滋賀県内の関係機関と連携して、乗船中の体験学習の展開について事例研究を広げる。
- カ 「湖の子」サポーターと連携した「湖の子」体験学習づくりを進める。
- キ 共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育を推進する。
- ク 上記ア～キを実践研究するため、研究的な航海を実施し、児童学習航海の充実に資する。

(2) カッター活動について

- ア 実施時期は6月から10月とする。
- イ カッター活動を希望する児童学習航海においては、航路や日程などを弾力的に計画し、実施できるものとする。
- ウ カッター活動は、琵琶湖大橋港で行う。
- エ 活動の充実と安全の確保を図るため、指導者を養成するカッター活動指導者講習会等を開催する。
- オ 活動時の艇長として、カッター艇長講習を修了した指導員（オーパルオペテックス株式会社）に依頼することもできる。
- カ 活動時の副艇長として、乗船校教職員の他に、副艇長研修を修了した「湖の子」サポーター等の協力を得ることができる。
- キ カッター活動に係る経費については、一部参加者負担とする。

(3) 暑さ対策について

- ア 「フローティングスクールにおける熱中症対策ガイドライン」により、熱中症とにならないように配慮する。
- イ 環境省発表の「暑さ指数（WBGT値）」予報を参考に、危険レベルを超える場合は船外での活動を見合わせる。
- ウ 該当する時期の航海については、児童が安全に活動できるよう指導計画作成会議にて航路を検討した上で、事前打合せ会にて予備プログラムの作成も検討する。

5 防災・危機管理対応

- (1) すべての児童学習航海において避難訓練を実施する。
- (2) フローティングスクール職員、船員、食堂職員による普通救命講習会を年度当初に実施する。
- (3) 落水者救助、火災による緊急着船、不審者侵入対策、地震発生時対応等の訓練を乗船校との連携のもと、計画的に実施する。
- (4) 防災に関する必要な事項を協議するため、関係機関と協力・連携のもと、びわ湖フローティングスクール防災連絡協議会を開催する。
- (5) 滋賀県総合防災訓練に積極的に参加する。

6 その他

(1) 広報・啓発活動について

- ア 「うみのこ」見学会を実施し、広く県民に事業の理解を得る。
- イ ホームページ、教育委員会等の広報誌の有効な活用を図る。特に、ホームページにおいて、保護者や県民にフローティングスクール事業について周知するとともに、滋賀・琵琶湖の様子、各種事業の様子等を発信する。また、乗船児童が乗船前の調べ学習やフローティングスクールの様子を知るなど情報収集できるようにする。さらに、乗船校教職員が、学習の流れや備品の活用について把握し、乗船まで・乗船後の学習に有効活用できるようにする。

(2) 会議・式典等の開催について

- ア 運営懇話会は、年数回開催する。
- イ 必要に応じ、専門委員会を設置し、会議を開催する。
- ウ 令和8年度最初の児童学習航海では出航式、第102回児童学習航海では終航式を実施する。
- エ 指導計画作成会議は、各期ごとに開催する。
(Ⅰ期－4・5月、Ⅱ期－6月～10月、Ⅲ期－11月～2月)
- オ 指導計画作成会議等において、船内設備・備品等に関する研修の機会を設ける。
- カ 令和9年度の乗船校の組合せや乗船期日を割り振る年間乗船計画作成のため、「市町担当代表者会議」を6月に開催する。
- キ 「湖の子」サポーター会が開催するサポーター研修会への支援・協力を行う。
- ク 教職員ならびにサポーターが船内でのびわ湖学習の体験をとおして探究的な学びを展開できるように、琵琶湖博物館と連携し、研修会を実施する。

(3) 安全管理について

- ア 「湖の子」安全管理、「フローティングスクールにおける衛生管理」「フローティングスクールにおける熱中症対策ガイドライン」に基づき、万全の安全管理を講じて安心・安全な航海を行う。